

群馬県再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギー等の地域資源を活用し、「災害に強く、低炭素な地域づくり」を推進するため、地域の避難所や防災拠点等に再生可能エネルギー等の導入を支援する「群馬県再生可能エネルギー等導入推進基金事業」(以下「基金事業」という。)事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、群馬県補助金等に関する規則(昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。)に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 この補助金は、第3条に定める事業を実施する市町村及び民間事業者(以下「補助事業者」という。)に対し、知事はその申請に基づいて交付する。

(補助の対象及び算出方法)

第3条 補助の対象とする事業(以下「補助事業」という。)及び補助対象経費並びに補助率は別表のとおりであって、次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 群馬県内において行うもの。

(2) 本事業で整備した再生可能エネルギー発電設備等により発電した電気の用途は、専ら自家消費に係るものとし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第4条に基づく特定契約の対象としないこと。ただし、余剰電力を逆潮流させることは差し支えないものとする。

(3) 市町村が前号の規定により余剰電力を逆潮流させる場合は、別途管理基金を設置して管理すること。

(4) 補助対象施設において、この要綱に基づく補助金を受けていないこと。

2 別表中「公共施設再生可能エネルギー等導入事業」及び「民間施設再生可能エネルギー等導入事業」を実施する場合は、前項の規定に加え次の要件も満たすこと。

(1) 再生可能エネルギー発電設備等の規模は、補助対象施設において災害時に必要とされる最小限の機能を維持できるものであること。

(2) 災害時等に電気事業者からの電力供給が遮断された場合にも必要な機能を確保するため、免震処置を施した蓄電池を導入すること。

3 第1項の補助対象経費は、補助事業に要する経費から寄附金その他の補助金の額を控除した額とする。

4 補助額は、前項により算出した補助対象経費に補助率等を乗じた額とし、これに1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付申請は、群馬県再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて、別に定める期日までに提出しなければならない。

2 規則第4条第2項の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 計画書(別紙様式1)
- (2) 収支予算書(別紙様式2)
- (3) 事業箇所位置図
- (4) 支出予定額を確認できる積算書、見積書その他書類
- (5) 事業箇所のカラー写真(施設全景、事業予定場所)
- (6) 補助事業者が民間事業者の場合は、定款の写し及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又はこれに代わるもの
- (7) 補助事業者が民間事業者の場合は役員等氏名一覧表(別紙様式3)
- (8) 補助対象施設の管理者が申請する場合は所有者の同意を得たことが分かる書類
- (9) その他知事が必要と認める書類

3 別表中「公共施設再生可能エネルギー等導入事業」及び「民間施設再生可能エネルギー等導入事業」を実施する場合は、前項に加え次の書類も添付すること。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備等を導入しようとする施設(以下「導入予定施設」という。)の概要が確認できる書類(平面図等)
- (2) 導入しようとする再生可能エネルギー発電設備等の設計図面(設計図面を作成しない場合においては、導入予定施設及び再生可能エネルギー発電設備等の概要を確認できる書類等)
- (3) 災害発生時に電力会社からの電気が遮断された際に、導入予定施設において、最小限の機能を維持するために必要な設備能力を確認できる書類(平常時の配線系統図、電気供給遮断時の配線系統図、災害発生時の使用機器類の使用電力量を確認できる書類等)
- (4) 市町村防災計画等の写しなど、導入予定施設が災害時において地域の防災拠点となり得る施設であることが確認できる書類
- (5) 導入予定施設の耐震性が確認できる書類

4 補助事業者について当該補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額をいう。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、補助金の交付が適当であると認めるときは、群馬県再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による交付決定の後に、補助事業に着手しなければならない。

（利益等排除）

第6条 補助事業者が自身又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社若しくは子会社、同条第5項に規定する関連会社若しくは同条第8項に規定する関係会社から調達（工事を含む。）を受けることによって補助事業を実施しようとする場合（他の会社を経由する場合及びいわゆる下請契約の場合を含む。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、利益等排除を行うものとする。

- (1) 補助事業者自身から調達を受ける場合は、原価をもって補助対象経費とする。
この場合において原価とは、当該調達品の「製造原価」とする。
- (2) 補助事業者と100%同一の資本に属するグループ企業から調達を受ける場合で、取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。ただし、これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。
- (3) 補助事業者の関係会社（前号に掲げるものを除く。）から調達を受ける場合で、取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売額及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。ただし、これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

（入札差金）

第7条 補助事業者は、事業に係る契約により入札差金が発生したときは、原則として入札差金に係る補助金相当額を返還しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する入札差金の額が確定したときは、当該入札差金額に係る補助金相当額の補助金変更交付申請を行うものとする。

（補助金の交付の条件）

第8条 規則第6条第2項の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 第11条第2項に規定する補助事業の内容又は経費の区分の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を得なければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を得なければならない。
- (3) 補助事業が事業完了予定期日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業を行うに当たっては、規則及びこの要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）、平成25年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー等導入推進基金事業）交付要綱（平成25年5月16日付け環政計発第1305161号環境省環境事務次官通知。以下「国交付要綱」という。）、再生可能エネルギー等導入推進基金事業実施要領（平成25年5月16日付け環政計発第1305161号環境省総合環境政策局長通知。以下「国実施要領」という。）に従うこと。
- (5) 補助事業の遂行において第24条第1項各号に掲げる者（以下「暴力団等」という。）から不当な要求行為を受けたときは、県に報告するとともに、警察に通報すること。

（補助事業の遂行）

第9条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他知事の指示及び命令に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途に使用してはならない。

（補助事業の遂行の指示）

第10条 知事は、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。

2 知事は、補助事業者が前項の指示に従わないときは、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。

（変更等の承認）

第11条 第8条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、群馬県再生可能エネルギー等導入推進基金事業変更（中止、廃止）承認申請書（第3号様式）に変更後の事業計画書、変更部分の事業費及び補助対象経費を確認することができる資料、工事の施工にあっては変更後の実施設計書を添付して知事に提出しなければならない。

2 前項の変更承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 補助事業の施工箇所の変更
- (2) 補助事業ごとの補助金額の増額又は減額
- (3) その他補助事業の内容の重要な部分に関する変更

3 知事は、第1項の規定により群馬県再生可能エネルギー等導入推進基金事業変更（中止、廃止）承認申請書が提出された場合において、変更又は中止若しくは廃止が適当であると認めるときは、群馬県再生可能エネルギー等導入推進基金事業交付決定変更（中止、廃止）通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（実績報告等）

第12条 規則第11条の規定による実績報告は、群馬県再生可能エネルギー等導入推進基金事業実績報告書（第5号様式）に次の書類を付して、完了の日から20日を経過した日又は補助事業の交付決定のあった日が属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに行わなければならない。

- (1) 結果報告書（別紙様式1）
- (2) 支出額を確認できる契約書及び支出証拠書類等の写し
- (3) 事業概要が確認できるカラー写真（補助対象施設、再生可能エネルギー発電設備等）
- (4) 完成図書の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

（額の確定）

第13条 規則第7条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、群馬県再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金交付額確定通知書（第6号様式）により補助事業者に対し通知するものとする。

（補助金の支払）

第14条 補助事業者は、前条に規定する補助金の額の確定を受けた後、群馬県再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金支払請求書（第7号様式）により、知事に対して請求することができる。

2 知事は、前項の請求を受けた後、速やかに補助金を支払うものとする。

（概算払）

第15条 知事は、規則第7条第2項の規定により、補助事業を遂行する上で特に必要と認めるときは、出来高に応じた範囲内で概算払いにより補助金を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いによって補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第16条 知事は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要性が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するものとする。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他補助金等の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助事業者がその責めに帰すべき事情によらないで、補助事業を遂行することができなくなった場合

3 第5条の規定は、前2項の取消し又は変更をした場合について準用する。

(補助事業者の責に帰すべき事情による交付決定の取消し等)

第17条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助事業について変更を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 適化法、適化法施行令、国交付要綱、国実施要領、規則及びこの要綱又はこれらに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (4) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をしたとき。

2 第5条の規定は、前項の規定による取消し又は変更の命令を行った場合について準用する。

(補助金の返還)

第18条 知事は、前2条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第19条 補助事業者は、第17条第1項の規定による処分に対し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95%の割合で計算した加算金を群馬県に納付しなければならない。

2 前の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納

付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

- 3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した延滞金を群馬県に納付しなければならない。

（効果の把握の報告）

第20条 補助事業者は、事業完了年度から起算して5年間、再生可能エネルギー発電設備等の導入効果等について、群馬県再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金導入効果報告書（第9号様式）により、毎年度4月30日までに知事に報告しなければならない。

- 2 本事業で整備した再生可能エネルギー発電設備等を用いて発電した電気を電力会社へ売電した場合には、前項に掲げる報告書と併せ、群馬県再生可能エネルギー等導入推進基金事業売電収入管理状況報告書（別紙様式4）を提出すること。

（財産の処分の制限）

第21条 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められた耐用年数に相当する期間を経過している場合は、この限りでない。

- 2 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図ること。
- 3 財産を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合は、この限りでない。
- 4 財産を処分するときは、財産に含まれる有害懸念物質に配慮し、適正な処理を行うこと。
- 5 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（書類の整備等）

第22条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

- 3 補助事業者が民間事業者であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該事業者が解散する場合は、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合には知事）に当該証拠書類を引き継がなければならない。

（補助事業の検査等）

第23条 知事は、補助事業の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対し報告を求め、又はその職員等に立ち入り、帳簿書類等その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 知事は、前項の検査により、適化法、適化法施行令、国交付要綱、国実施要領、規則及びこの要綱の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、補助事業者に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

（届出事項）

第24条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 代表者を変更したとき。

（暴力団の排除）

第25条 群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51号）第7条の規定に基づき、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
 - (9) 暴力団と下請契約等を締結している者
 - (10) 不当要求行為の県への報告及び警察への通報を行わなかった者
- 2 知事は、補助金交付の決定を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 知事は、必要に応じ申請者又は第5条の交付の決定を受けた者が、第1項の規定に該当するか否かを群馬県警察本部長に対して確認することができる。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則（平成25年12月12日制定）

この要綱は、平成25年12月12日から施行し、平成25年度の事業から適用する。

附 則（平成26年3月5日一部改正）

この要綱は、平成26年3月5日から施行し、平成25年度の事業から適用する。

【別表】

事業名	事業実施主体	事業内容	補助対象経費	補助率等
公共施設再生可能エネルギー等導入事業	市町村	市町村が所有する公共施設等であって、地域の防災拠点や災害時等に地域住民の生活等に不可欠な都市機能を維持することが必要な施設等において、再生可能エネルギー等を導入する事業 ※技術開発や実証事業は対象外	事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、事務費並びにその他必要な経費で群馬県知事が承認した経費	10分の10以内 ※高効率照明、高効率空調を導入する場合は3分の2
民間施設再生可能エネルギー等導入事業	民間事業者 ※再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られた電気を専ら自らの施設等において消費する場合	地域住民をはじめとした不特定多数の人が利用するなど、災害時等において地域の防災拠点となり得る施設において、再生可能エネルギー等を導入する事業 ※技術開発や実証事業は対象外	事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、事務費並びにその他必要な経費で群馬県知事が承認した経費	3分の1以内
	民間事業者 ※上記以外	地域住民をはじめとした不特定多数の人が利用するなど、災害時等において地域の防災拠点となり得る施設において、再生可能エネルギー等を導入する事業 ※技術開発や実証事業は対象外	事業に要する総事業費のうち金融機関の融資に係る借入残高 ※地方公共団体が制度融資をするものに限る	借入残高に年利3%の利子助成率を乗じた利息相当額 ※ただし、約定償還により計算した償還利息額を限度とする
地熱発電事業等導入支援事業	民間事業者	地熱発電設備等を導入する事業	事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、事務費並びにその他必要な経費で群馬県知事が承認した経費	2分の1以内